

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日になるとその翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 保険医等の登録(保険課)
- 土地改良区の役員の就退任(二件)(農村整備課)
- 県営土地改良事業計画の変更(二件)(〃)
- 土地改良事業の認可(〃)
- 保安林の指定の解除予定(森林保全課)
- 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等の一部改正
- ◇ 選管告示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 教委告示 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課)
- ◇ 公安規則 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇ 公安告示 地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閥歴等
- ◇ 地勞委告 消防設備士試験の実施(消防防災課)
- ◇ 雜 報

## 告 示

### 鳥取県告示第四百八十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
武田 真一	鳥医第五一一九号	平成七年六月一日
福井 裕子	鳥医第五二二〇号	〃
村上 宏	鳥医第五二二一号	〃
神戸 貴雅	鳥医第五二二二号	〃
堤 貴司	鳥医第五二二三号	〃
森 沢 剛	鳥医第五二二四号	〃
藤井 康善	鳥医第五二二五号	〃
至極 あずさ	鳥医第五二二六号	〃



竹内啓九	牧野孝文	野口昌子	庄盛浩平	下山晶樹	徳田由紀子	野口典子	足立誠司	青木哲哉	上野誠	孫明子	森望美	鞍嶋美佳	北山通朗	市場美帆	三浦憲豊	森浩一	井口明子	高橋正国
鳥医第五一八二号	鳥医第五一八一号	鳥医第五一八〇号	鳥医第五一七九号	鳥医第五一七八号	鳥医第五一七七号	鳥歯第六六〇号	鳥医第五一七六号	鳥医第五一七五号	鳥医第五一七四号	鳥医第五一七三号	鳥医第五一七二号	鳥医第五一七一号	鳥医第五一七〇号	鳥医第五一六九号	鳥医第五一六八号	鳥医第五一六七号	鳥医第五一六六号	鳥医第五一六五号
〃	〃	〃	〃	〃	平成七年六月二日	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

河津 優美子

鳥葉第九三〇号

平成七年六月二日

**鳥取県告示第四百八十二号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次  
のとおり上大口土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同  
条第十七項の規定により告示する。

平成七年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 河島 忠 孝 倉吉市伊木四九
- 〃 八渡 吉 永 倉吉市上余戸一八五
- 〃 山口 文 雄 倉吉市上余戸二六七
- 〃 伊藤 光 重 倉吉市下余戸四七
- 〃 中井 岩 雄 倉吉市下余戸二九
- 〃 河嶋 延 勇 倉吉市伊木一四二
- 〃 岡本 寿 朗 倉吉市山根三九七
- 〃 高見 正 峰 倉吉市山根六七〇
- 〃 前野 正 義 倉吉市八屋三四
- 〃 福田 克 倉吉市山根三四二
- 〃 福井 永 康 倉吉市八屋一六三
- 〃 砂原 寿 一 倉吉市上井町二丁目七―八
- 〃 沖 忠 勝 倉吉市上井三八九
- 〃 福井 律 倉吉市福庭二八一―一
- 〃 徳丸 美 英 倉吉市福庭三四二―三

〃 河口俊一 倉吉市福庭二二五  
 〃 角 輝夫 倉吉市海田東町五八一  
 監事 涌嶋 治夫 倉吉市上余戸一七一  
 〃 河嶋 積 倉吉市伊木一六二一六  
 〃 福井 篤 倉吉市上井三四八一二  
 平成七年五月二十四日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 沖 忠勝 倉吉市上井三八九  
 〃 山口文雄 倉吉市上余戸二六七  
 〃 河島忠孝 倉吉市伊木四九  
 〃 八渡吉永 倉吉市上余戸一八五  
 〃 河嶋延男 倉吉市伊木一四二  
 〃 中井岩雄 倉吉市下余戸二九  
 〃 牧田邦夫 倉吉市山根三二六  
 〃 砂原寿一 倉吉市上井町二丁目七―八  
 〃 伊藤光重 倉吉市下余戸四七  
 〃 高見 峰 倉吉市山根六七〇  
 〃 伊藤幸長 倉吉市福庭一五三  
 〃 前野正義 倉吉市八屋三四  
 〃 福井千秋 倉吉市福庭一九三  
 〃 福井永康 倉吉市八屋一六三  
 〃 福田 堯 倉吉市山根三四二  
 〃 徳丸美英 倉吉市福庭三四二―三  
 〃 角 輝夫 倉吉市海田東町五八一―  
 監事 河嶋 積 倉吉市伊木一六二一六  
 〃 福井 篤 倉吉市上井三四八一二

〃 涌嶋 孝人 倉吉市上余戸一三五  
 平成七年五月二十五日就任 任期四年

鳥取県告示第四百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次  
 のとおり大誠土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条  
 第十七項の規定により告示する。

平成七年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 市 田 弘文 東伯郡大栄町大字瀬戸三九三  
 平成六年十二月十九日退任  
 監事 山 辺 美 徳 東伯郡大栄町大字瀬戸五六九  
 〃 上 田 正 男 東伯郡大栄町大字原八一四  
 平成七年三月二十四日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 田 中 正 一 東伯郡大栄町大字東園三三四  
 〃 山 辺 美 徳 東伯郡大栄町大字瀬戸五六九  
 監事 山 崎 伸 二 東伯郡大栄町大字瀬戸六六一―  
 〃 東 茂 紀 東伯郡大栄町大字原八五三  
 平成七年四月七日就任 任期平成八年四月七日まで

鳥取県告示第四百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、

県営土地改良事業（県営ため池等整備事業川手地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年六月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場及び名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業光徳地区農道整備、暗きよ排水、客土及び農業用排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年六月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業日南（阿毘縁）地区農用地造成）を平成七年六月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成七年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百八十七号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字海士字高浜八八九の五〇一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

水道事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成七年六月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

一の表医療法人同愛会老人保健施設やわらぎの項の次に次のように加える。

医療法人真誠会老人保健施設ゆうとびあ

米子市河崎五八一―三

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第十四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成七年六月二十日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

一 日時 平成七年六月二十二日（木）午前十一時

二 場所 米子市弥生町 ホテルハーベストイン米子

三 議題

1 平成八年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針について

2 その他

### 公 安 規 則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年六月二十日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

#### 鳥取県公安委員会規則第五号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第五号ロに次のように加える。

(ホ) 色素性乾皮症患者が通院等日常生活において使用する車両（昼間（日の出から日没までの時間をいう。）に使用する場合に限る。）

別表第五号ハ中「身体障害者」の下に「又は色素性乾皮症患者」を加える。

別記様式第一号の二(一)の裏の3及び同様式(二)の裏の3中「警察官」を「警察官等」に改め、同様式に次のように加える。

(3)

表

番号

### 駐車禁止除外指定車

（紫外線要保護者使用車）

車両登録番号

使用者（

）

有効期限

年

月

日まで

除外時間

昼間（日の出から日没まで）に限る

発行日

年

月

日

鳥 取 県 公 安 委 員 会 印

#### 注意事項

- 1 この標章は、交付目的以外には使用しないこと。
- 2 この標章を使用する場合は、前面ガラス左側の見やすい箇所に掲出すること。
- 3 現場において警察官等の指示があった場合は、これに従うこと。

備考 用紙は白色とし、大きさは日本工業規格B列6番とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第三十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成七年六月二十日

鳥取県公安委員会委員長 松 本

徹

遊技機の種類	型	式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	フナイバー忍NININ巻SP		株式会社三共
〃	パチーヌンようこそSP		〃
回胴式遊技機	スーパードラゴンα		日活興業株式会社
ぱちんこ遊技機	ゴールパンプレイヤーSS		有限会社銀座
〃	トフの浜ちゃん		太陽電子株式会社

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閲歴等を次のとおり告示する。

平成七年六月二十日

鳥取県地方労働委員会会長 勝 部 可 盛

氏 名	生 年 月 日	住 所	職 業	電 話 番 号	経 験 及 び 閲 歴	委 嘱 年 月 日
坪倉徹夫	大一一・一〇・一五	米子市博労町四丁目三四二一五	鳥取県地方労働委員会委員（会長代理）	自宅 （〇八五九）三三三八二五一	米子市助役	平七・四・二七
森田吉次郎	大一一・八・一五	鳥取市元大工町四	鳥取県地方労働委員会委員（会長代理）	自宅 （〇八五七）二二一四九〇九	鳥取県代表監査委員	平七・三・二七
森本和雄	昭二・一・三一	岩美郡国府町奥谷一丁目二〇二	鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取家庭裁判所家事調停委員	自宅 （〇八五七）二二一六七五五	鳥取県地方労働委員会事務局長	平七・四・二七
勝部可盛	昭八・二・二四	米子市上福原一四五九一六	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員（会長）	事務所 （〇八五九）三三一四四五八 自宅 （〇八五九）三三一四〇六七		平七・三・二七
田村康明	昭九・一・一六	鳥取市卯垣四丁目二二九	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員	事務所 （〇八五七）二四一九四五八		平七・三・二七



直野喜光 昭九・一・二二	米子市加茂町二丁目三二	弁護士	事務所・自宅 (〇八五九) 三三二七二四三		平七・四・二七
内田良弘 昭九・六・二四	鳥取市湯所町一丁目三八 四一二	鳥取県赤十字血液センター事務部長	血液センター 自宅 (〇八五七) 二四一八一〇一 (〇八五七) 二二一六二二三	鳥取県地方労働委員会事務局長	平七・四・二七
山田修平 昭二〇・七・三〇	東伯郡東郷町大字松崎五 九二―三三三	鳥取女子短期大学教授 鳥取県地方労働委員会委員	短期大学 自宅 (〇八五八) 二六一八一― (〇八五八) 三二一三三〇五	鳥取女子短期大学助教授	平七・三・二七
坂口千加広 昭二〇・九・一七	米子市米原一―一四六 ―三〇九	公認会計士 税理士 鳥取県地方労働委員会委員	事務所 自宅 (〇八五九) 三二一七四八一 (〇八五九) 二二一八〇〇一		平七・三・二七
森岡正太郎 昭二三・七・六	鳥取市浜坂三丁目六―三 五	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 ゼンセン同盟鳥取県支部長 鳥取県地方労働委員会委員	組合 自宅 (〇八五七) 二九一二二四六 (〇八五七) 二二一四〇三八	ゼンセン同盟広鳥取支部長	平七・三・二七
山田篤昭 昭二四・一・一六	鳥取市浜坂五丁目四―二 〇	鳥取県高等学校教職員組合執行委員長	組合 自宅 (〇八五七) 二二一四八一― (〇八五七) 二二一七八一一	鳥取県高等学校教職員組合執行 委員会 鳥取県地方労働委員会委員	平七・四・二七
谷口勝彦 昭二四・七・四	鳥取市片原一丁目一―五	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長 全国電気通信労働組合鳥取県支部執行委員 長	組合 自宅 (〇八五七) 二二一四一〇〇 (〇八五七) 二九一六六九六	日本労働組合総連合会鳥取県連 合会副会長 全国電気通信労働組合鳥取県支 部米子分会執行委員長	平七・四・二七
広藤強 昭二四・九・六	鳥取市吉方一八三	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長代 行 鳥取県地方労働委員会委員	組合 自宅 (〇八五七) 二六一六六〇五 (〇八五七) 二二一四二五〇	日本労働組合総連合会鳥取県連 合会事務局長 全通信労働組合鳥取地区本部委 員長	平七・三・二七
石田喜昭 昭二五・二・二〇	米子市石井一―一七	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局 長 私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部執 行委員長	組合 自宅 (〇八五七) 二六一六六〇五 (〇八五九) 二六一一六二五	日本労働組合総連合会鳥取県連 合会副会長 私鉄中国地方労働組合日ノ丸自 動車支部米子分会書記長	平七・四・二七

高田勝之助	山住省二	西谷昇	河越庄市	笠見猛	大木戸武敏	山本明敏	桜田憲昭
昭四・一一・五	昭二・一・二〇	大一一・四・一五	大一一・二・一	昭二五・八・二三	昭二一・四・二六	昭一九・一・二三	昭一五・四・二六
鳥取市桜谷六〇三	八頭郡用瀬町大字用瀬四八八	倉吉市越殿町一四〇五―三八	米子市旗ヶ崎九一八―二四	倉吉市中野二四	鳥取市立川町六丁目五三	八頭郡八東町大字日田六三三―一	鳥取市津ノ井二八四―八
鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取商工会議所専務理事	鳥取県経営者協会常任理事 西谷技術コンサルタント株式会社取締役社長	鳥取県経営者協会副会長、西部支部長 寿製菓株式会社取締役会長 鳥取県地方労働委員会委員	全日本自治団体労働組合鳥取県本部書記長 鳥取県地方労働委員会委員	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 全通信労働組合鳥取地区本部執行委員長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 全国金属機械労働組合日立フェライト支部執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員
協会 (〇八五七) 二二―八四二四 自宅 (〇八五七) 二六―三二五九	会議所 (〇八五七) 二六―六六六六 自宅 (〇八五八) 八七―二九九七	会社 (〇八五八) 二六―二四一一 自宅 (〇八五八) 二二―五六二〇	会社 (〇八五九) 二二―七四五六 自宅 (〇八五九) 二九―七三八六	組合 (〇八五七) 二四―一八五一 自宅 (〇八五八) 二八―一〇七二	組合 (〇八五七) 二三―一三三〇 自宅 (〇八五七) 二六―四四二四	組合 (〇八五七) 二六―一三〇一 自宅 (〇八五八) 八四―二一六一	組合 (〇八五七) 五三―六〇〇六 自宅 (〇八五七) 五一―八〇一〇
日本放送協会鳥取放送局副局長	鳥取県国民体育大会事務局局長	西谷測量株式会社代表取締役社長	寿製菓株式会社取締役社長	全日本自治団体労働組合鳥取県本部副執行委員長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長 鳥取県中立組合連絡協議会議長 鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長	全通信労働組合鳥取地区本部書記長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長 全国金属機械労働組合日立フェライト支部副執行委員長 鳥取県労働組合総評議会東部地区評議会副議長
平七・三・二七	平七・四・二七	平七・四・二七	平七・六・八	平七・三・二七	平七・三・二七	平七・四・二七	平七・三・二七

太田雄三	昭八・八・一五	鳥取市吉成六七二一一	株式会社鳥取銀行監査役	会社 （〇八五七）三二一八二八一 自宅 （〇八五七）三二一〇一四七	株式会社鳥取銀行常務取締役	平七・四・二七
河田賢一	昭八・一〇・一九	倉吉市住吉町九八	鳥取県経営者協会副会長、中部支部長 株式会社河田組取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 （〇八五八）三二一六一一六 自宅 （〇八五八）三二一三二八一	株式会社河田組専務取締役	平七・三・二七
永瀬正治	昭一〇・六・一〇	米子市宗像四五一一九	鳥取県経営者協会常任理事 米子商工会議所副会頭 永瀬石油株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 （〇八五九）三二一三八〇八 自宅 （〇八五九）二六一三八四三	株式会社永瀬石油店専務取締役	平七・三・二七
住田篤美	昭一三・二・一四	米子市博労町四丁目六〇 一三	米子商工会議所専務理事	会議所 （〇八五九）三二一五一三一 自宅 （〇八五九）三二一七六六七	株式会社山陰合同銀行取締役米 子営業本部副本部長	平七・四・二七
野津一成	昭一六・一・二九	米子市義方町六一二五	鳥取県経営者協会常任理事 美保土建株式会社取締役社長	会社 （〇八五九）三三一九二一一 自宅 （〇八五九）三三二一八三四	美保土建株式会社常務取締役	平七・五・二五
児嶋祥悟	昭一八・四・一九	鳥取市美萩野一丁目二三 八	鳥取県経営者協会常任理事 鳥取瓦斯株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 （〇八五七）二八一八八一 自宅 （〇八五七）五九一〇三六〇	鳥取瓦斯株式会社常務取締役	平七・三・二七
水根富士雄	昭一三・六・二五	鳥取市富安三〇九一一	鳥取県地方労働委員会事務局長	事務局 （〇八五七）二六一七五五七 自宅 （〇八五七）二四一一二〇五	鳥取県議会議務局長兼総務課 長	平六・四・一

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施する。

平成7年6月20日

財団法人消防試験研究センター理事長 中 條 永 吉

1 試験の種類及び日時

試験の種類	区 分	日 時
甲種消防設備士 試 験	第1類、第2類、第3類	平成7年8月27日(日)13時15分から
	第4類、第5類	平成7年8月27日(日)9時00分から
乙種消防設備士 試 験	第1類、第2類、第3類	平成7年8月27日(日)13時15分から
	第4類、第5類、第6類、第7類	平成7年8月27日(日)9時00分から

2 試験の場所

鳥取市尚徳町101-5 県民文化会館

米子市東町160-1 米子市総合研修センター

3 受験願書の受付期間

平成7年6月26日(月)から同年7月7日(金)まで(郵送による場合は、7月7日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。)

4 受験願書の受付先

〒680 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(持参又は郵送によること。)

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種消防設備士試験にあっては5,000円、乙種消防設備士試験にあっては3,400円を、所定の方法により納付すること。

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県生活環境部消防防災課、各消防局、消防本部及び各地区危険物保安協会において交付する。

(2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(電話0857-26-8389)に照会すること。